

令和3年度税制改正における 法人税関係の改正について

千々松佳保

はじめに

令和3年度税制改正においては、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現を図るための事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例並びに中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促すための中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設を行うとともに、家計の暮らしと民需を支えるための住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例の延長等を行うこととされたほか、固定資産税の評価替えへの対応等を行うこととされ、関係法令の改正が行われた。

このうち法人税関係（国際課税関係を除く。）については、会社法の改正による株式交付制度の創設に伴う確定申告書等に添付すべき書類の

整備、円滑・適正な納税のための環境整備としての寄附金税制の適正化等の改正を行うこととされたほか、租税特別措置法の改正では、事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制）、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例及び中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設等が行われる一方で、高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の廃止等、既存の租税特別措置の整理合理化が行われた。

本稿はこれらの改正の主な内容について解説をするものである。

法人税法等の改正

I 会社法等の改正（取締役の報酬等に関する規律）に伴う整備

一 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例

取締役の報酬等として出資の履行を要しないで交付される特定譲渡制限付株式についての役

務提供費用の額は、その特定譲渡制限付株式の交付時等の価額に相当する金額とされた（法令111の2④）。